2　第三条新法附則第十一項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　法第二十九条に基づき提出をした直近の供給計画（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の供給計画を含む。）
二　平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び直近年度の資金調達実績（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び資金調達実績を含む。）
3　経済産業大臣は、第三条新法附則第十二項の認定を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
4　附則様式第二及び前三項の規定は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則様式第一（附則第2条関係）

供給規程以外の供給条件承認申請書

［略］

附則様式（附則第2条関係）

供給規程以外の供給条件承認申請書

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省令第三十四号

電気事業法（昭和四十年法律第五十七号）第二十七条の二（同法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業会計規則の一部を改正する省令

電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附則 1・2　［略］ 3　電気事業者は、第四項に規定する特定分割取引に係る収益を特定分割取引収益に整理しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けなければならない。	**附則** 1・2　［略］ 3　旧規則第三条第二項の規定によつてした通商産業大臣の承認は、第三条第二項の規定によつてしたものとみなす。

附則様式第一の次に次の一様式を加える。

附則様式第二（附則第18条関係）

電気事業法附則第17項から第19項までの規定を適用することが適当である旨の認定申請書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

第3条新法附則第10項の規定により、同法附則第12項の認定を受けたいので申請します。

記

1．商号

2．電気事業以外の事業を営む場合にあっては、その概要
（申請者が電気事業法附則第10項第4号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第1号から第3号までに掲げる者の内容を含む。）

3．電気事業法附則第12項各号に掲げる要件に適合することの説明

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず自署する者とする。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
（準備行為）
2　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第八条に規定する認定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の電気事業法施行規則附則第十八条の規定の例により行うことができる。